

さいたま地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 処分取消請求事件

国側当事者・国(関東信越国税局長)

令和4年5月25日棄却・確定

判 決

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告に対し平成31年2月5日付け「納付通知書」(関局徴特2-54)によって告知した、滞納者Aの滞納国税、滞納地方消費税及び滞納処分費に係る第二次納付義務の納付告知処分(納付すべき金額の限度を2000万円とするもの)を取り消す。
- 2 処分行政庁が原告に対し平成31年2月5日付け「納付通知書」(関局徴特2-55)によって告知した、滞納者Aの滞納国税、滞納地方消費税及び滞納処分費に係る第二次納付義務の納付告知処分(納付すべき金額の限度を500万円とするもの)を取り消す。
- 3 処分行政庁が原告に対し平成31年2月5日付け「納付通知書」(関局徴特2-56)によって告知した、滞納者Aの滞納国税、滞納地方消費税及び滞納処分費に係る第二次納付義務の納付告知処分(納付すべき金額の限度を2887万1900円とするもの)を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、処分行政庁が原告に対し、国税徴収法39条に基づき、原告の元夫であるA(以下「元夫」という。)が滞納した国税について、第二次納付義務の各納付告知処分(以下「本件各告知処分」という。)をしたところ、原告が、本件各告知処分の課税物件である金銭及び不動産は、原告が元夫から贈与を受けており、元夫の所有ではない旨主張して、本件各告知処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令等の定め

国税徴収法39条は、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の1年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度(これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人であるときは、これらの処分により受けた利益の限度)において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う旨を定める。

2 前提事実(当事者間に争いがない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨によ

り認められる事実)

(1) 当事者等

ア 元夫は、法律事務所を経営していた者であり、別紙租税債権目録記載の源泉所得税、復興特別所得税、申告所得税、消費税及び地方消費税の納税義務者である。各税の税目、法定納期限、本税額、加算税額、延滞税額等は、同目録の「税目」「法定納期限」欄等記載のとおりである。

イ 原告は、平成13年3月●日、元夫と婚姻の届出をし、平成29年3月●日、協議離婚の届出をした。

(2) 本件訴訟に至る経緯

ア (ア) 平成10年11月20日、別紙不動産目録記載1の不動産（以下「本件不動産1」という。）について、買主を元夫、売主を株式会社B、売買代金を4080万円とする売買契約が締結された（乙3。ただし、本件不動産1の所有権の帰属には争いがある。）。
平成11年4月5日、本件不動産1について、所有者を元夫とする所有権保存登記手続がされ、Cは、同日、本件不動産1について、債務者を元夫、抵当権者をCとする抵当権設定登記手続をした（乙2）。

(イ) 平成18年12月11日、別紙不動産目録記載2から5までの不動産（以下、併せて「本件不動産2」という。）について、買主を元夫、売主をD株式会社、売買代金を4680万円とする売買契約が締結された（甲10、乙10。ただし、本件不動産2の所有権の帰属には争いがある。）。
平成19年2月28日、本件不動産2のうち、土地については、所有者を元夫とする所有権移転若しくは持分一部移転登記手続がされ、建物については、所有者を元夫とする所有権保存登記手続がされ、株式会社E（以下「E」という。）は、同日、本件不動産2（土地及び建物）について、元夫を債務者、抵当権者をEとする抵当権設定登記手続をした（乙4（枝番を含む。以下、枝番のあるものについては、特記のない限り、同じ。）。）。

イ 平成24年1月14日、本件不動産1について、F（以下「F」という。）を買主、元夫を売主、売買代金を2700万円とする売買契約が締結された（乙6）。売却代金のうち、100万円は手付金として支払われ、残代金は平成24年2月27日に支払われることとなった。

ウ Fは、平成24年2月27日、元夫名義の普通預金口座（G銀行●●支店の普通預金口座。以下「元夫口座」という。）に、上記売却代金残金から仲介手数料を差し引くなどした残金2575万4656円を送金した（乙2、6、7の1）。

エ (ア) 元夫は、平成24年3月7日、元夫口座から2000万円を出金し、原告名義の普通預金口座（G銀行●●支店の普通預金口座。以下「原告口座」という。）に同額を入金した（以下「本件移転1」という。）。また、元夫は、平成24年7月20日、元夫口座から500万円を出金し、原告口座に同額を入金した（以下「本件移転2」という。）（乙7、8）。

(イ) 本件移転1は、別紙租税債権目録項番1から6まで、14から19まで及び28から33まで（以下「本件滞納国税1」という。）に係る法定納期限の1年前の日以後

にされたものであり、本件移転2は、同目録項番1から7まで、14から21まで及び28から35まで（以下「本件滞納国税2」という。）に係る法定納期限の1年前の日以後にされたものである。

オ（ア）平成28年10月5日、本件不動産2につき、真正な登記名義の回復を登記原因として、原告を所有者とする所有権移転登記手続がされた（同日、元夫から原告へ本件不動産2の所有権が移転したかにつき争いがある。以下、元夫から原告への本件不動産2の所有権の移転を「本件移転3」という。）（乙4の1～4）。

（イ）本件移転3は、別紙租税債権目録項番1から43まで（以下「本件滞納国税3」という。）に係る法定納期限の1年前の日以後にされたものである。

カ 元夫の資力は、平成31年2月5日時点で、607万5351円であり、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足していた（乙14）。

キ 処分行政庁は、平成31年2月5日付けで、原告に対し、本件滞納国税1について、2000万円を限度として、本件滞納国税2について、500万円を限度として、本件滞納国税3について、2887万1900円を限度として、それぞれ第二次納税義務を負う旨を告知し、これは同月13日、原告に到達した（本件各告知処分。甲8、乙12の2）。

ク（ア）原告は、令和元年5月7日付けで、処分行政庁に対し、本件各告知処分の取消しを求めて再調査の請求を行った。これに対し、処分行政庁は、令和元年7月29日付けで、上記再調査の請求を棄却する旨の決定をした。（乙12、乙13）

（イ）原告は、令和元年8月29日付けで、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。これに対し、国税不服審判所長は、令和2年5月27日付けで、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした。（甲6、7）

（ウ）原告は、令和2年9月14日、本件訴訟を提起した（顕著な事実）。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

国税徴収法39条は、滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の1年前の日以後に、滞納者がその財産につき行った政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う旨を定める。

そして、前記前提事実及び弁論の全趣旨によれば、元夫の本件滞納国税1ないし同3につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すること（被告主張の要件①）、その不足すると認められることが、本件移転1ないし同3に基因すること（同④）、本件移転1ないし3は、本件滞納国税1ないし同3の各法定納期限の1年前の日以後にされたこと（同⑤）が認められる。

したがって、本件の争点は、本件各告知処分の違法性の有無、殊に、本件移転1ないし同3が国税徴収法39条にいう無償の財産譲渡等に当たるかどうかであり、この点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

（被告の主張）

（1）滞納者がその財産につき、無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第

三者に利益を与える処分をしたことについて

ア 本件移転1及び同2について

(ア) 本件移転1及び同2は、本件不動産1の売却代金として元夫口座に送金された金員から、2回にわたり、出金された後、原告口座に入金されたものである。

(イ) 本件不動産1は、元夫が所有しており、その売却代金は、元夫に帰属する。

これに対し、原告は、本件不動産1の所有者は原告である旨主張する。

しかし、①元夫は本件不動産1を購入する際の売買契約において買主として表示されていること、②元夫は本件不動産1の購入代金を出捐していること、③元夫は本件不動産1を売却する際の売買契約において売主として表示されていることからすれば、本件不動産1の所有権が元夫に属し、その売却代金も元夫に属していたことは明らかである。

(ウ) そして、本件移転1及び同2は、何らかの対価として行われたものではない。

これに対し、原告は、本件不動産1の売却代金は本件不動産2の抵当権を解除するために使用され、本件移転1に係る金銭は原告に帰属していない旨主張する。

しかし、本件不動産1の購入代金に係るCからの借入れは元夫の名義でされ、同借入れに対する返済も元夫が行っていた。また、本件移転1に係る金銭は、最終的に原告名義の定期預金口座に入金されており、原告に帰属している。

(エ) 以上のとおり、本件移転1及び同2は、対価を伴わない金銭の移転であり、国税徴収法39条にいう無償譲渡等の処分に該当する。

イ 本件移転3について

(ア) 本件不動産2は、①元夫を買主として、売買契約が締結され、所有権移転登記を行ったものであること、②元夫は本件不動産2の購入代金を出捐していることからすれば、元夫の所有に属していた。これに対し、原告は、本件不動産2の実質的所有者は原告であった旨主張する。しかし、原告は、本件不動産2に係る売買契約において原告は元夫の代理人となつたにすぎないし、本件不動産2の購入代金に係るEからの借入れは元夫の名義でされているのであり、原告の上記主張には理由がない。

(イ) そして、本件移転3の前後に、原告が元夫に対し、何らかの対価を支払ったことはない。

(ウ) したがって、本件移転3は、国税徴収法39条にいう無償譲渡等の処分に該当する。

(2) 無償譲渡等の処分により受けた利益が現に存する限度であることについて

特殊関係者が滞納者から無償譲渡等の処分を受けた場合、当該特殊関係者が第二次納税義務を負う限度額は、滞納者から受けた利益が金銭であるときはその額を、金銭以外のものであるときは無償譲渡等の処分がされた時の現況によるそのものの価額とするものとされている。

原告は、本件移転1ないし同3当時、元夫の配偶者であったことから、元夫の特殊関係者に当たる(国税徴収法39条、同法施行令14条2項1号)。

本件移転1及び同2により原告が受けた利益は金銭の価額であり、その額は、それぞれ2000万円及び500万円である。

本件移転3により原告が受けた利益は、本件不動産2であるところ、処分がされた時の現況によるそのものの額から、その物の譲受のために支払った費用のうち、その物の譲受と直接関係あるものの額を控除した額が受けた利益となり、本件移転3の処分時の価額2920

万円から、元夫又は原告が負担したと推測される登録免許税32万8100円を控除した残額である2887万1900円となる。

(原告の主張)

(1) 本件移転1について

本件移転1は、本件不動産1の売却代金の一部を原告口座に送金したものであるところ、本件不動産1の購入代金3000万円その他の費用のうち、Cから元夫名義で借りたローン2120万円を除くすべての金員を原告が出捐しており、原告がその実質的所有者であった。

本件不動産1は、原告夫婦の住居として購入したものであったが、同不動産が駅に近接し、騒音がひどかったことから原告が健康を害し、また、原告らが小型犬を飼っていたことなどから、原告夫婦は、本件不動産1を売却し、一軒家を購入することとした。

しかし、元夫は、既に本件不動産1を購入するために住宅ローンを組んでいたため、更なる住宅ローンを組むことができず、Eから2100万円を被担保債権とした抵当権ローンを利用した。しかし、同ローンは金利が高かったため、元夫は、その経営する法律事務所の事業資金を原資として、これを一括返済した。その後、元夫は、その経営する法律事務所の事業資金と個人資金を分別するため、本件不動産1を売却し、その売却代金から事業資金に充当することとした。そして、原告が本件不動産1の実質的所有者であり、抵当権の被担保債権の返済は自己の債務の返済であったから、原告は、本件不動産1の売却代金の一部について、いったん原告口座に送金を受けた上で、求償債務として、2000万円を弁済した。

仮に、本件不動産1が元夫の所有であったとしても、本件移転1に係る金員は、その後、元夫の使者に交付されているのであり、原告は、単に間に立った使者にすぎないから、本件移転1に法的意味は見出せない。

このように、本件移転1は、原告に贈与されたものではないし、原告に国税徴収法39条にいう利益はない。

(2) 本件移転2について

原告と元夫は、本件不動産1を売却し、一軒家を購入することとした。原告は、元夫が本件不動産1を売却するにあたり、元夫の負担すべき延滞税136万円、リフォーム代270万円及び住宅ローン返済金計500万円を立て替えて支払った。したがって、原告は、元夫に対し当該立替金に係る求償債権を有していたのであり、本件移転2は、当該求償債務に対する弁済である。したがって、本件移転2は贈与ではない。

(3) 本件移転3について

元夫は、本件不動産2の売買契約にも、Eとの抵当権設定手続にも直接関与しなかったものであり、本件不動産2の所有者でなく、原告は、本件不動産2の実質的所有者であり、元夫は、その名義を貸したにすぎない。本件移転3は、真正な登記名義の回復により、登記名義を実体に合わせたにすぎないから、本件移転3は贈与でない。少なくとも、本件不動産2は、原告と元夫の共有であり、他人が所有している不動産を贈与することは不可能である。

第3 当裁判所の判断

1 前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、平成8年ころ、元夫と出会った。当時、元夫は、前妻と離婚裁判中であり、その経営する法律事務所で寝泊まりしていた。原告は、元夫をその所有するマンションに住ませた(甲11)。

- (2) 元夫は、平成10年11月20日、本件不動産1について、元夫を買主、代金を4080万円（うち手付金100万円、残代金のうち現金1860万円、C融資2120万円（乙2））とする売買契約を締結した（乙3）。
- (3) 元夫は、平成13年2月●日、前妻と離婚した（甲11）。
- (4) 元夫は、平成18年12月11日、D株式会社から、本件不動産2を、4680万円（うち手付金200万円）で購入した。このとき、訴外銀行からの融資額を3600万円とするものとされていたが、この融資は実現せず、元夫は、Eから融資を受けた。Eは、本件不動産2に対し、被担保債権額を2100万円とする抵当権を設定した（甲10、乙4、10、弁論の全趣旨）。
- (5) 元夫は、その経営する法律事務所で使用している預金口座から、平成19年7月から同年12月まで、Eに対し、毎月40万円を支払った（乙28）。
- Eは、平成20年4月10日、本件不動産1に設定された抵当権を解除した（乙4）。
- (6) 元夫は、平成24年2月3日、本件不動産1に係るCの融資を、弁済し、同月9日、その旨登記された。
- (7) 元夫は、平成24年2月27日付けで、Fに対し、本件不動産1を代金2700万円で売り渡した（乙6）。
- Fは、平成24年2月27日、元夫口座に対し、上記売買代金に固定資産税等の清算金を加算した上、これから仲介手数料等を控除した残額である2575万4656円を送金した（乙6）。
- (8) 元夫は、原告口座に、平成24年3月7日に2000万円を送金し（本件移転1）、同年7月20日に500万円を送金した（本件移転2）（乙7）。
- (9) 原告口座から、平成24年4月18日、株式会社H銀行（以下「H銀行」という。）の原告名義の普通預金口座に2000万円が送金されたが、その後、同年8月20日までに出し入れはなかった（乙18、20、29）。
- (10) H銀行の原告名義の上記普通預金口座から、平成25年3月7日、同銀行の原告名義の定期預金口座に2900万円が振り替えられた（乙21、22）。
- (11) H銀行の原告名義の定期預金口座から、平成25年3月29日、同銀行の原告名義の上記普通預金口座に2000万円が振り替えられた（乙20、22）。
- (12) H銀行の原告名義の上記普通預金口座から、平成25年3月29日、I農業協同組合（乙26）及びJ銀行（乙25）の原告名義の各定期預金口座に990万円ずつが振り込まれた。
- 2 本件移転1が、滞納者がその財産につき行った無償譲渡等に当たるかどうかを検討する。

- (1) ア 前記事実、証拠（乙2、3、6から9まで、19）及び弁論の全趣旨によれば、①本件不動産1の売買契約には、買主として元夫の署名押印があり、また、同不動産に係るローンは、元夫名義で契約されていたこと、②本件不動産については、元夫を所有者とする所有権保存登記がされたこと、③本件不動産1の売却代金は、元夫口座に送金されたこと、④元夫は、平成24年3月7日、上記振込金を原資として、原告口座に2000万円を送金したこと（本件移転1）が認められる。また、元夫の質問てん末書である乙6及び同9には、本件不動産1の購入代金は、住宅ローンのほかは、元夫が経営する法律事務所の事業資金や元夫の手持ち資金から支出された旨の記載（乙9）及び本件移転1は、元夫に万一のことがあった場合でも、原告名義の財産を残すために行われた旨

の記載（乙6）があるところ、これらの記載は、本件不動産2に係る融資が、元夫が経営する法律事務所の事業資金から弁済されていたことにも整合し、信用することができる。

これらの認定事実によれば、本件不動産1は元夫の所有であり、本件移転1は、その売却代金の一部を原告に対し無償で交付したものであると考えるのが自然である。

イ これに対し、原告は、原告が本件不動産1購入に係る金員を支払っていたのであり、原告が本件不動産1の実質的所有者である旨主張し、原告の陳述書である甲11及び原告本人尋問には、本件不動産1の購入代金を原告のたんす貯金から支出したとする部分があり、また、原告と元夫が同居しており又は夫婦であったことからすると、元夫の事業の状況いかんによっては、原告が元夫を経済的に支援した可能性なども考えられなくない。

しかし、原告の親族からの借入れの事実や原告に本件不動産1の購入代金の一部に相当するような額のたんす貯金があったことを裏付けるに足りる事情はうかがわれない。かえって、本件不動産1の購入の時点では、元夫はまだ前妻との婚姻関係が解消されておらず、前妻に元夫を相続する権利があったことに鑑みると、仮に、原告が相応額を負担して本件不動産1を購入したのならば、同支出額に相当する持分を原告名義とするのが自然であるが、本件不動産1は元夫名義とされ、原告との共有とはされていない。これらの事情に鑑みると、上記証拠部分は採用できない。

ウ また、原告は、本件不動産1の売却代金は、本件不動産2の抵当権を解除するために使用され、本件移転1に係る金銭は原告に帰属していないことから、本件移転1は贈与ではない旨主張し、原告の陳述書である甲11及び原告本人尋問には、①元夫は、本件不動産2の購入代金をEから借り入れたが、Eの金利が高かったことから、元夫が経営する法律事務所の事務員（以下「本件事務員」という。）が、同事務所の資金で、同借入れを返済した、②原告は、本件移転1に係る金員を、原告口座から引き出し、本件事務員に手交した、③H銀行の原告名義の普通預金口座への入金は、原告口座から送金したのではなく、H銀行の原告名義の定期預金口座を解約して払戻しを受けた金銭を入金したものであるとする部分がある。そして、前記事実によれば、元夫は、平成19年7月から、その経営する法律事務所の預金口座からEへの融資を返済していたところ、平成20年4月10日、本件不動産1に設定された抵当権が解除され、そのころまでに、Eへの融資は返済されたことが認められる。

しかし、前記事実によれば、Eの抵当権が解除されてから本件移転1がされるまでの間には、4年弱が経過しており、上記②の事実を認めることはできない。

また、前記1（7）ないし（12）によれば、本件移転1に係る金員は、H銀行の原告名義の普通預金口座や定期預金口座に入出金された後、I農業協同組合及びJ銀行の原告名義の各定期預金口座に入金されたことが認められる一方で、原告が主張するような、本件事務員への授受を裏付けるような的確な証拠はない。さらに、証拠（乙29）によれば、原告は、原告口座から原告名義のH銀行の普通預金口座へ2000万円を入金したと認められ、原告がH銀行で、同入金の原資となるような定期預金を有していたと認めるに足りる的確な証拠はないところ、上記③の主張は、これらの事情と相容れない。

- そうすると、原告の上記証拠部分は、前記（１）の検討結果を左右するに足りない。
- （２）以上によれば、本件不動産１は元夫の所有であり、本件移転１は、その売却代金の一部を原告に対し無償で譲渡したものであることが認められ、これを覆すに足りる証拠はない。
- ３ 本件移転２が、滞納者がその財産につき行った無償譲渡等に当たるかどうかを検討する。
- （１）前記２の検討結果、証拠（乙２、３、６～９、１９）及び弁論の全趣旨によれば、元夫は、平成２４年３月７日、自らの所有する本件不動産１の売却代金に係る振込金を原資として、原告口座に５００万円を送金したことが認められ、これらの認定事実によれば、本件移転２は、本件不動産１の売却代金の一部を原告に対し無償で交付したものであると認められる。
- （２）これに対し、原告は、元夫が本件不動産１を売却するにあたり、元夫の負担すべき延滞税１３６万円、リフォーム代２７０万円、住宅ローン返済等金計５００万円を立て替えて支払ったことから、本件移転２は、当該求償債務に対する弁済である旨主張する。
- しかし、原告の陳述書（甲１１）では、本件不動産１の「差押え解除に関する費用」として５００万円を支払ったとしており、上記主張と相違する上に、原告がそれらの金銭を支払ったことを示す的確な証拠も存在しない。
- したがって、原告の上記主張は採用することができない。
- ４ 本件移転３が、滞納者がその財産につき行った無償譲渡等に当たるかどうかを検討する。
- （１）前記前提事実、証拠（甲１０、乙４、１０、１１、１５）及び弁論の全趣旨によれば、本件不動産２の売買契約には、元夫の代理人として原告の署名押印があるが、本件不動産２については、元夫を所有者とする不動産登記手続がされたこと、本件不動産２の購入については、元夫がローンを受けることが想定されていたこと、Eからの融資も元夫名義でされており、その返済も、元夫の事業に用いる預金口座からされたことが認められる。
- このことからすると、本件不動産２は、元夫の所有であったと考えるのが自然である。
- （２）これに対し、原告は、本件不動産２の実質的所有者であり、元夫は、その名義を貸したにすぎない旨主張し、原告の陳述書である甲１１及び原告本人尋問には、物件探しから、仲介業者とのやりとり、外構工事等の費用の支払等はすべて原告がやり、売買代金から手付金及び元夫名義の住宅ローンを控除した残額９００万円を原告の手持ち資金から支出する予定であり、ローンが認められなかった後も、原告の親族からの借入金や原告自身のタンス貯金を支出した等、原告の主張に沿う部分がある。
- しかし、本件不動産２が原告自身の住居として購入されることが想定されていたことからすると、原告が、その購入の過程に積極的に関与していたとしても、そのことから直ちに、本件不動産２が原告の所有であったと認めることはできない。かえって、元夫の質問てん末書である乙１５には、本件不動産２は、元夫の事業収入等で購入したものであり、原告から購入資金を受け取ったことはないとする部分や、元夫が原告に対し所有権移転登記手続をしたのは、元夫の事業に多額の追徴課税がされることが予想され、滞納処分を避け、原告に財産を残すためであったとする部分があるところ、これらは、Eへの返済が元夫の事業に用いる預金口座からされていたこと等と整合し、信用できる。さらに、乙２７及び弁論の全趣旨によれば、元夫は、Eとの抵当権設定契約書に署名押印していることが認められ、これを覆すに足りる的確な証拠はなく、元夫がEとの抵当権設定手続に関与していなかったということとはできない。このことに加え、原告の主張を具体的に裏付ける的確な証拠がないことを考慮すると、上記証拠部分は採用できない。

(3) 以上によれば、本件不動産2は元夫の所有であったと認められ、これを覆すに足りる証拠はないから、本件移転3は、元夫の原告に対する贈与であったというべきである。

5 本件各告知処分が、国税徴収法39条にいう無償譲渡等の処分により受けた利益が現に存する限度のものであるかどうかを検討する。

(1) 乙16によれば、国税徴収法39条、同法施行令14条2項の滞納者の親族（特殊関係者）の場合の同法39条の受けた利益の額は、無償譲渡等の処分により、滞納者から受けた利益が金銭であるときはその額を、金銭以外のものであるときは無償譲渡等の処分がされた時の現況によるそのものの価額から、(a) そのものを譲り受けるために支払った対価の額、(b) そのものの譲受けのために支払った費用及びこれに類するもののうち、そのものの譲受けと直接関係のあるものの額、(c) そのものを譲り受けたことを直接の理由とする特別の消費及びこれに類する財産の減少の額を控除した額を算定するものとされていることが認められる。これは、無償譲渡等を受けた場合の担税力を評価する基準として一応の合理性があると考えられるから、以下、これを踏まえ検討する。

(2) 前記前提事実によれば、本件移転1ないし同3の当時、原告は、元夫の配偶者であったから、原告は元夫の特殊関係者に当たるといえることができる。

(3) 本件移転1及び同2により原告が受けた利益は金銭であるから、国税徴収法39条にいう受けた利益の額は、その額である2000万円及び500万円である。

これに対し、原告は、本件移転1及び同2に係る金員は、本件事務員に交付され、Eへの返済に充てられたから、原告に利益はない旨主張するが、前記認定のとおり、同金員は、原告名義の定期預金に入金されたことが認められ、その余が原告主張の用途に充てられたと認めるに足りる証拠はないから、原告の主張は採用できない。

(4) 本件移転3により原告が受けた利益は、本件不動産2であり、金銭以外のものに当たるから、本件移転3がされた時の現況によるそのものの価額から、上記(a)ないし(c)を控除した額を算定とすることになる。そして、乙11及び弁論の全趣旨によれば、本件移転3がされた平成28年10月5日時点の本件不動産2の価格は、2920万円であり、本件不動産2に係る登録免許税は32万8100円であったことが認められるから、本件移転3により、元夫は、原告に対し、少なくとも2887万1900円に相当する財産を贈与したと認められる。

これに対し、原告は、本件不動産2は、少なくとも原告と元夫との共有であった旨主張するが、前記認定事実によれば、本件不動産2の購入資金は、Eからの融資及び元夫の事業資金であり、本件不動産2が原告と元夫との共有であると認めるに足りる的確な証拠はない。

(5) 以上の検討結果は、本件各告知処分と一致する（甲8）。

6 以上によれば、本件各告知処分は適法であり、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 倉澤 守春

裁判官 日浅 さやか

裁判官伊東大地は転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 倉澤 守春

別紙 省略